

公共事業に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策を加速化し、都市基盤の計画的かつ着実な整備を推進していくため、必要な公共事業予算を安定的に確保すること。

また、事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、点検を含め、防災・安全交付金等による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、除却事業も元利償還金に対する交付税措置を講じるなど、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置の更なる拡充を図ること。

4. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

5. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。

また、近年頻発する豪雨に対処するため、浸水対策に係る財政支援を拡充すること。